15.9.2
38

飯島製糸工場　山梨県東山梨郡八幡村

労働争議調査表（B）

一、発生月日　大正十五年　月十一日

二、解決月日　〃　〃　十二日

三、原因

隣村七里村ナル松田製糸工場ガ不況ノ時ナルガ為メ工場休業スルハ勿論従来施行セル賃金支払（出来高払）方法ニ復帰セシメ食事方法ヲ其ノ方針ヲ同工場ニモ伊及セシメント申出タルモ会社ハ頑強ニ之ヲ拒絶シタルニ憤慨シテ同盟罷業ヲ企ツ

四、要求事項

一、従来通リ賃銀支払方法（出来高払）ニ復帰セシメタシ

二、五月頃ヨリ実施シタル今回実施セル折衷日給制ト出来高払トノ折衷シタル工場出方法ノ点数ニ算入スル賃金率ヲ改メセシメタシ

三、糸目不足等手数ヲ糸出スル場合ニ於ケル現実ノ工程（実際品質）ヨリ除シ其ノ[illegible]セシメタシ

四、食事ハ一回（六米）食スルモ三回分ヲ要スルハ不当ト認ムルガ故ニ適当ナル方法ニ変更セシメ

五、賃金ノ未払方法及食費ハ契約ヲ行ハ変更ヲ許サザレトスルモノナリ其ノ組織ノ際女工ヨリ代表者ヲ参加セシメタシ

五、解決事項

一、以上ノ要求ハ容認シタリ